

## 新型コロナウイルス感染症に関する共済金の請求書類について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、医療機関等に入院された場合に加え、保健所等から指定された宿泊施設や自宅で療養された場合も、入院共済金の特例として入院共済金等のお支払いの対象としています。

これまでは、共済金のご請求にあたり、診断書に代えて保健所等で発行する「宿泊・自宅療養証明書」や就業制限通知・就業制限解除通知等を提出いただいていたおりましたが、医療機関や保健所における更なる軽減を進める観点から、9月2日以降は原則として保健所等での「療養証明書」の発行を求めない事務体制を構築しました。

### 1 療養証明書の代替となる書類

これまでの取扱	令和4年9月2日以降の取扱（※1）
(1) My HER-SYS で取得した画面での療養証明（診断年月日が記載された画面）	(1) 同左
(2) 保健所等で発行する「宿泊・自宅療養証明書」や就業制限通知・就業制限解除通知等	(2) 上記（1）を準備できない場合 ・ <u>新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医療機関等が発行する検査結果報告書（被共済者名、検査日または検査結果判明日、医療機関名があるもの）</u> ・ <u>自治体の健康フォローアップセンターの受付結果（※2）（被共済者名の記載があるもの）</u>

（※1）療養期間が12日以上は、これまでと同様に療養期間（療養終了日）がわかる証明書が必要です。

（※2）自治体ごとに名称や対応が異なるため、発行される証明書類により個別に判断します。既に対応している神奈川県自主療養証明書等については、引き続き療養証明書として利用できます。

2 既に療養証明書をお持ちの場合は、その「療養証明書」でご請求いただけます。

3 PCR 検査センター等の検査や自ら購入した抗原検査キットでの検査結果は、療養証明書としては認められません。